

No.	種別	内容	市の見解 (※今後、国から発出される通知等により内容を変更する場合があります。)	作成日 (変更日)
1	居宅介護支援	ケアプランの「軽微な変更」について (事業所の名称変更)	事業所の運営法人や従業者に変更がなく、単なる事業所の名称等の変更と認められる場合には、軽微な変更として取り扱うことを可とします。なお、軽微な変更と判断した経緯や理由については記録に残してください。	2023.10.18
2	通所介護	予定日にサービスが入らなかった場合の振替について	同一週の他の曜日への振替が原則ですが、やむを得ない事情がある場合は前回のサービス提供日から次回のサービス提供日までの間での振替としてください。月跨ぎの場合もこのとおり対応してください。また、サービスの振替が生じた場合はその旨理由とともに記録に残してください。	2024.1.5 (2025.11.5)
3	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	原案作成委託料の計算方法について	「介護予防支援（Ⅰ）＋初回加算または連携加算」と、AF1002「介護予防ケアマネジメント A・初回」またはAF1003「介護予防ケアマネジメント A・連携」の原案作成委託料には、1円の差額が発生します（AF1004「介護予防ケアマネジメント A・初回・連携」は2円の差額が発生します）。その理由は、介護予防ケアマネジメント Aは、加算を含めた合成単位数から委託率90%を算定しているからです。 また、平成30年4月提供分から、介護予防ケアマネジメント Aに加算を合わせて請求する際は、AF1002、AF1003及びAF1004で請求いただいております。令和6年4月に単位数の改正はありましたが、サービスコードに変更はありません。 別添「【計算表】R6 原案作成委託料について」をご確認ください。	2024.7.22
4	訪問介護	複数の要介護（要支援）者がいる世帯の生活援助の算定について	同一世帯で複数の利用者が、同一時間帯に生活援助を利用する場合、全員のケアプラン上に位置付ける必要があります。その場合、要介護者（要支援者）間で適宜所要時間を振り分けます。【参考】平成12年老企第36号」第二1(5) 所要時間の振り分け方については次のとおりと考えます。 <u>1回の所要時間を該当者間で按分するのではなく、1日ごと（週単位・月単位）で按分するものとします。</u> (例：月曜→妻・水曜→夫、第1週→妻・第2週→夫など) ・1回の訪問にはヘルパーの初動時間が含まれているため。 ・本来2回行われるはずの世帯への見守り回数が1回に減ってしまうため。 ただし、ケアプランへの記載の際には該当の日数を利用者全員に振り分けて記載してください。 (例：夫婦2人に対し、週2回の生活援助のサービス提供を行う場合 夫のプラン「第2表」の頻度の欄に次のとおり記載。『週1回（妻は週1回、合わせて週2回）』。妻のプランも同様。) なお、検討の結果、1回の所要時間を按分することが妥当と判断した場合は、そのプランの判断を妨げるものではありません。また過去のケアプランや現行のケアプランについての修正等は不要です。今後、ケアプランの作成や見直しをする際にご検討ください。	2024.7.31 (2025.9.18)

No.	種別	内容	市の見解 (※今後、国から発出される通知等により内容を変更する場合があります。)	作成日 (変更日)
5	居宅介護支援 地域密着型サービス	地域密着型サービスの利用について	<p>地域密着型サービスは、原則、逗子市に住民票がある方しか受けられません。</p> <p>地域密着型特定施設入居生活介護（有料老人ホーム）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に関しては、市外から直接施設に転入することはできませんのでご注意ください。</p> <p>居宅介護支援事業者におかれましては、居宅サービス計画書（ケアプラン）作成時には、地域密着型サービスを利用できるか必ず被保険者証を確認してください。</p> <p>また、地域密着型サービス事業所におかれましても、サービス提供時には必ず被保険者証を確認してください。</p> <p>【転入時に要支援・要介護認定を継続する場合について】</p> <p>他市町村で要支援・要介護認定を受けており、逗子市に転入する際に要介護（要支援）認定を引き継ぐ場合は、転入日から14日以内に本市高齢介護課で申請が必要です。</p> <p>申請が転入日から14日を経過した場合、認定の引き継ぎはできず、再度逗子市で介護保険要介護（要支援）認定の申請が必要となります。その場合、転入日から申請するまでの介護サービス費は、全額自己負担になります。</p>	2024.8.26 (2025.10.28)
6	各サービス	負担割合等変更に伴う対応について	別紙をご確認ください。	2024.10.29
7	訪問型サービス	他のサービスとの関係等	<p>利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>また、利用者が一の訪問介護相当サービス事業所において訪問介護相当サービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所が訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定できません。</p>	2025.02.07
8	介護予防・日常生活 支援総合事業（訪問 型サービス及び通所 型サービス）	地域区分について	請求時の地域区分について、サービス種類が訪問型サービス（A 2）及び通所型サービス（A 6）は、保険者（逗子市）の地域区分を設定してください。	2025.03.04

No.	種別	内容	市の見解 (※今後、国から発出される通知等により内容を変更する場合があります。)	作成日 (変更日)
9	居宅介護支援	ケアプランの「軽微な変更」について (長期目標の期間延長)	長期目標の期間延長(目標未達成→評価→同じ内容で延長)は、「軽微な変更」に該当しません。目標期間の延長は、評価を行った後、基本的に利用者の状態等のアセスメント、課題分析、目標の再設定及びサービス提供内容の見直しを必要とする場合が想定されることや、目標未達成であれば、目標及び支援内容の妥当性を再検討する必要があることから、原則として、ケアプラン作成に当たっての一連の業務を行うことが妥当です。	2025..05.19
10	訪問介護	当日の突発的な所要時間の変更について	利用者の当日の状態によって所要時間が増えた場合において、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、介護支援専門員が必要と認める(事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合を含む。)範囲において、所要時間の変更は可能と考えます。 なお、この場合、訪問介護計画及び居宅サービス計画の変更が必要です。	2025.10.28
11	福祉用具貸与	2 拠点における福祉用具貸与について	福祉用具貸与は生活の本拠地のみで可能となるため、2 か所での同時レンタルはできません。 例えば、住宅型有料老人ホームに入居予定で週末に自宅に帰る場合など、住宅型有料老人ホームが本人の生活の本拠地としてケアプランが作成されており、その住宅型有料老人ホームで福祉用具を使用するということであれば、支給対象となりますが、自宅での福祉用具貸与はできません。	2025.10.28
12	居宅介護支援	暫定ケアプラン作成にあたっての留意事項について	・暫定プランを作成する際に要支援か要介護になるか見込みがわからない場合は、どちらでも対応できるよう介護予防サービス、居宅介護サービス両方の指定を受けている事業者を選定してください。 ・認定結果が非該当になったり、想定した介護度より低くなることもありますので、介護サービスに要する費用が全額自己負担になる可能性があること等について、予めご利用者様、ご家族様に十分説明してください。 ・一連の業務(アセスメント・モニタリング等)を行ってください。	2025.12.19
13	訪問介護	訪問介護による「散歩」の取り扱いについて	訪問介護員等による散歩の同行については、平成21年7月24日の国通知では、「「訪問介護員等の散歩の同行」は、(中略)保険者が個々の利用者の状況等に応じて必要と認める場合において、訪問介護費の支給対象となりうるものであること。」としていることから、本市では次の場合は保険給付の対象とします。 ・A D L の向上のために訪問介護員による散歩の同行が必要な場合 ・認知症による不穏の解消等のために訪問介護員による散歩の同行が必要な場合 ・その他利用者の状況等に応じ必要と認める場合(あらかじめ市にご相談ください。) なお、サービス実施に際し、サービス担当者会議を開催した上で、ケアプランに必要性や実施方法(時間、場所等)について具体的に記録してください。また、サービス提供時においては、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うようお願いします。	2026.04.20

No.	種別	内容	市の見解 (※今後、国から発出される通知等により内容を変更する場合があります。)	作成日 (変更日)
14	福祉用具購入	福祉用具（同一種目）の再購入について	介護度が軽くなった（体調がよくなった）ので同一種目を再度購入したいという場合は支給対象外ですが、破損のためという理由であれば支給対象とします。 申請の際には、申請書の理由欄に破損して修理不可な旨を記載していただき、破損した福祉用具の写真を添付してください。	2026.04.21
15	居宅介護支援	要介護→認定結果 要支援	暫定プランを作成した居宅介護支援事業所が包括支援センターからの委託先事業所である場合は、認定結果が出た後に本プランとして新たに作る介護予防プランの認定日を本人から同意を得た日に適応する。	2026.04.27
16	居宅介護支援	ケアプランの「軽微な変更」について (事業所の変更)	通常、サービス種別に変更のある場合は事業所の変更を軽微な変更とすることは出来ないが、同一法人の2店舗目等で地域密着型通所から通所介護（通所介護から地域密着型通所へも同様）への変更の場合、特例として軽微な変更と認めることとします。なお、軽微な変更とした経緯について記録に残してください。	2026.09.25